

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給の申請	
根拠法令・条項	介護保険法第51条の2、第61条の2 介護保険法施行令第22条の3、第29条の3 介護保険法施行規則第83条の4の4、第97条の2の4 堺市介護保険施行規則第43条	
所 管 課	各区役所	地域福祉 課
審 査 基 準	高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給を受けようとする被保険者は、「堺市介護保険高額医療合算介護（介護予防）サービス費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」に必要事項を記載し、申請をしなければならない。 堺市長は、上記の申請があったときは、申請の結果を「堺市介護保険高額医療合算介護（介護予防）サービス費支給（不支給）決定通知書」により、申請者に通知する。 審査基準は、上記根拠法令・条項に具体的に記載している。概要は、別紙のとおりである。	
標準処理期間	標準処理期間	40日～70日（申請受付日による）
	標準処理期間を設定できない理由	

高額医療合算介護（介護予防）サービス費について

世帯内の介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間で合算し、下表の限度額を超えた場合、申請により「高額医療合算介護（介護予防）サービス費」が支給されます。

毎年8月から翌年の7月末までの1年間で、医療保険と介護保険の利用者負担額（高額療養費や高額介護サービス費等控除後の額）の合計額から、利用者負担限度額を差し引いた額が500円を超えた場合に支給対象となります。ただし、医療保険と介護保険の両方の利用者負担がある場合に限りです。

■ 高額医療・高額介護合算制度の利用者負担限度額

70歳未満の方

区分		限度額
基準 総 所得 額	901万円超	212万円
	600万円超～901万円以下	141万円
	210万円超～600万円以下	67万円
	210万円以下	60万円
市民税非課税世帯		34万円

70歳以上の方

区分		限度額
課 税 所 得	690万円超	212万円
	380万円以上690万円未満	141万円
	145万円以上380万円未満	67万円
一般（市民税課税世帯の方）		56万円
低所得者（市民税非課税世帯の方）		31万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円となる方（年金収入のみの場合80万円以下の方）		19万円

※ 被用者保険の負担区分等は、各医療保険者にお問い合わせください。